

津島市ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き

津島市では、「津島市人権が尊重されるまちづくり条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。

その取り組みのひとつとして「津島市ファミリーシップ宣誓制度」を導入しています。

津島市

津島市ファミリーシップ宣誓制度とは

この制度は、互いを尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任を持って協力すると約束した関係にあるお二人が市に宣誓し、市が宣誓の受理を証明するものです。

お二人のほかに、お子さんをはじめとする近親者等の方がいる場合、その方も含めて家族として、ファミリーシップの宣誓ができます。

法律上の婚姻制度とは異なり、法律上の効力(婚姻や親族関係の形成、相続、税の控除等)が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市がお二人とその近親者等の思いを尊重し、応援するものです。

この制度を通じて、市民や事業者の皆様に、性的少数者などの方々に対する理解の促進、多様性を認め合い、人権を尊重し合う社会の実現を目指していきます。

「津島市人権が尊重されるまちづくり条例」の趣旨である、あらゆる偏見や差別を解消し、全ての人の人権が尊重されるまちの実現に寄与する制度です。

パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した2人の関係(同性・異性を問わない)

ファミリーシップとは

パートナーシップにある2人、及びその2人の一方又は双方の子を始めとした近親者(三親等内※の者)を含め、家族であると約束した関係

※曾祖父母、祖父母、父母、子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、甥・姪、叔父、叔母

目 次

1	宣誓することができる方……………	1
2	宣誓に必要な書類……………	3
3	宣誓手続きの流れ……………	4
	(1) 宣誓日の予約	
	(2) 宣誓日(宣誓書類の提出)	
	(3) 証明書と証明カードの交付	
4	再交付・返還……………	6
5	内容証明……………	6
6	内容変更・氏名削除……………	7
7	よくある質問……………	8

1 宣誓することができる方

宣誓をするには、パートナーシップにあるお二人が次の要件をすべて満たしている必要があります。

成年に達していること

満18歳以上の方。

津島市民であること、又は転入を予定していること

市内に住所を有している方、または転入を予定している方。(宣誓者のうち、いずれか一方で構いません。)

転入予定の方は、宣誓の際に転入予定者氏名及び転入予定日を記載してください。

配偶者がいないこと

戸籍謄本等で確認します。外国籍の方は、日本語翻訳文を添付した婚姻要件具備証明書又は独身証明書で確認します。

宣誓者以外の方とパートナーシップ又は事実婚の関係にないこと

同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓又は登録を行っている方は、宣誓をすることができません。

(宣誓者以外の方と、婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)

宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

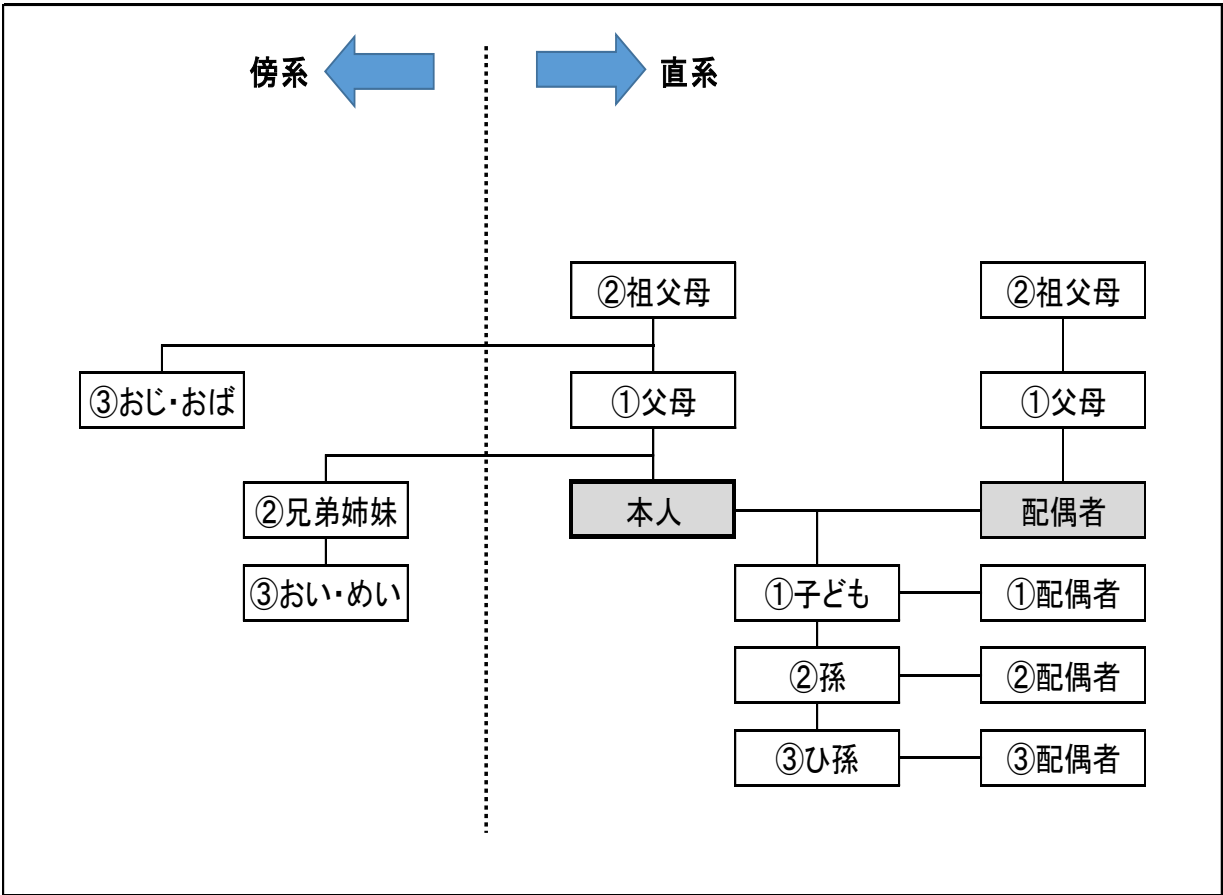
民法の規定(※表1)により、婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。(お二人が養子縁組をしたことによってこれに該当した場合は対象。)

近親者等のファミリーシップの宣誓について

パートナーシップにあるお二人に、子を始めとした近親者(三親等内の者)がいる場合、その方も含めてファミリーシップの宣誓ができます。

※表1 パートナーシップの宣誓をすることができない者(近親者)

下図の直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族など婚姻することが出来ない関係にある方は宣誓することができません。



2 宣誓に必要な書類

宣誓には、以下のものが必要となります。

『ファミリーシップ宣誓書』

市が用意します。当日、職員の面前にて、宣誓書に自署していただきます。

現住所を確認できるもの

- ・住民票の写し又は住民記載事項証明書
(3か月以内に発行されたものを1人1通ずつ。ただし、宣誓者同士が同一世帯の場合、2人分の情報が記載されたものは1通で構いません。)
- ・本市に転入予定の方は、前住所地で発行された転出証明書、賃貸借契約書の写し等

独身であることを証明する書類

- ・戸籍抄本、独身証明書等(3か月以内に発行されたもの。)
- ・外国籍の方は、日本語翻訳文を添付した婚姻要件具備証明書又は独身証明書

本人確認ができるもの

- ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・旅券(パスポート)
 - ・官公署が発行した顔写真付き証明書等のいずれかを提示してください。
- 上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。
- ※顔写真付きの証明書がない場合は、国民健康保険、国民年金手帳等の2種類を提示
- ※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

通称名の使用について

性別違和(自己の身体の性別に違和感をもつことをいう)など、市長が特に理由があると認める場合には、戸籍上の氏名に代えて、社会生活上日常的に使用している氏名を使用することができます。

その場合、社員証や郵便物等の確認できる書類を提示してください。

また、交付する受理証明書及び証明カードの表面に通称名を記載し、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

近親者等のファミリーシップ宣誓について

ファミリーシップ対象者との関係を確認できる書類の提出

- ・戸籍謄本または抄本、養子縁組に関する書類等
- ・15歳以上の近親者の場合、『近親者の記載に関する同意書』(自署)の提出が必要です。
- ・15歳未満の子の場合、少なくとも一方のパートナーと生計が同じであること。

3 宣誓手続きの流れ

宣誓は事前に予約し、宣誓日に必要書類をご提出ください。

(1) 宣誓日の予約

電話またはメールにて、宣誓日時を予約してください。

・ご予約は、宣誓を希望する日(土日、祝日、年末年始を除く)の7日前まで。

【予約の際にお知らせいただくこと】

- ① 宣誓されるお二人の氏名、生年月日、住所
- ② 電話番号、メールアドレス(代表者のみ)
※日中連絡が可能な連絡先
- ③ 宣誓希望日・時間(第3希望日まで)
宣誓日、受理証明書等の交付日時は、ご希望に添えない場合があります。
宣誓ができる時間: 平日の午前9時～午後4時
(正午～午後1時を除く)
- ④ 近親者等の記載希望の有無 有の場合: 対象者の氏名、年齢

【予約・問合せ先】

津島市役所市民生活部人権推進課 人権同和・男女参画グループ

電 話: 0567-55-9364(ダイヤルイン)

メール: jinken@city.tsushima.lg.jp

※電話受付時間 平日の午前9時～午後5時



(2) 宣誓日(宣誓書類の提出)

予約した日時に、必要書類をお持ちのうえ、お二人で市が指定する場所(津島市役所内)にお越しください。

- ・宣誓は、個室(会議室等)で行います。
- ・書類の記入が出来ず代筆が必要な場合は、ご相談ください。

① 双方又は一方が津島市に在住している場合

必要書類を持参のうえ、予約した日時に必ずお二人そろってお越しください。
※書類に不備等がある場合、宣誓日を延期させていただくことがあります。

②双方又は一方が津島市に転入予定の場合

必要書類(転出証明書、賃貸契約書等の写し)を持参のうえ、予約した日時に必ずお二人そろってお越しください。
宣誓書類を確認し、転入予定者受付票をお渡しします。



津島市へ転入後、事前予約

宣誓日の予約と同様の方法で住民票等必要書類を提出していただく日時の予約をしてください。



住民票等の提出

津島市在住を証する住民票の写し等(3か月以内に発行のもの)を持参し予約日時にお越しください。



(3) 証明書と証明カードの交付

ファミリーシップ宣誓をされたことを証明する書類として次のものを交付します。
(ご希望により郵送または直接交付します)

- ・津島市ファミリーシップ宣誓書受理証明書をお一人1枚ずつ
 - ・津島市ファミリーシップ宣誓書受理証明カードをお一人1枚ずつ
- ※ご希望の場合は、ファミリーシップの対象とする近親者の方にも交付します。

宣誓日からおおむね 7 日程度(土日、祝日、年末年始を除く)で交付します。

※宣誓書提出後、内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

	津島市 TSUSHIMA	第 _____ 号
ファミリーシップ宣誓書受理証明カード		
_____ 様 _____ 様		
津島市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。		
宣誓日	年 月 日	
津島市長		印

カードを提示された方へ		
このカードは、宣誓者及びその近親者等がファミリーシップにあることを宣誓し、津島市がその宣誓書を受理したことを証するものです。		
このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いいたします。		
近親者等	_____ (年 月 日生)	
	_____ (年 月 日生)	
(通称名を使用している場合の戸籍上の宣誓者の氏名)		

発行：津島市		部 課

4 再交付・返還

(1) 証明書等の再交付

紛失、毀損などにより、証明書等の再交付を希望する場合は、『ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書』を提出してください。

- ・毀損の場合、すでに発行している証明書等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。
- ・宣誓時と同様に、事前のご予約をお願いします。
- ・本人確認書類(運転免許証等)も必要となります。

(2) 証明書等の返還

次のいずれかに該当する場合には、『ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届』を提出し、証明書等を返還してください。

- ・パートナーシップが解消されたとき
- ・パートナーが死亡したとき
- ※近親者等と引き続きファミリーシップ関係を希望する場合は、この限りではありません。
- ・双方がともに市外へ転出したとき
- ・宣誓が無効になったとき
- ・その他返還すべき事由が生じたとき

- ・宣誓時と同様に、事前のご予約をお願いします。
- ・本人確認書類(運転免許証等)も必要となります。

【交付番号の公表】

宣誓が無効となった場合には、津島市のホームページ上に、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等の交付番号を公表します。

- ・宣誓書の内容に虚偽があるとき
- ・宣誓できる方の要件に反しているとき
- ・市内に転入予定の場合、市内への転入を証明する書類を提出しないとき 等

5 内容証明

(1) 宣誓内容証明書の交付

最新の日付で宣誓したことを証明するものが必要な場合は、『ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書』を提出してください。

6 内容変更・氏名削除

(1) 宣誓記載事項変更の申出

次のいずれかに該当する場合には『ファミリーシップ宣誓書に関する変更届』を提出し、変更後の証明書等を後日、交付します。

- ・ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき
- ・宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき
- ・宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき
- ・新たにファミリーシップ対象者を追加するとき

【持参するもの】

- ① 変更内容がわかるもの
 - ② 本人確認書類(免許証等)
 - ③ 交付済みの宣誓書受理証明書及び受理証明カード
- (①・②は「2 宣誓に必要な書類」に準じます。)

(2) 近親者による氏名等の削除

満15歳以上の近親者が、自分の意思により、証明書等に記載された自分の氏名等を削除する場合は、『ファミリーシップ宣誓に関する申立書』を提出してください。

申立書の提出があったときは、その内容を確認し、宣誓者に対して申立書の提出があったことを通知の上、近親者の氏名等を削除した証明書等を交付します。

【申立者が持参するもの】

- ① 本人確認書類(免許証等)
- ② 交付済みの宣誓書受理証明書及び受理証明カード(持参が可能な場合)

※宣誓者が証明書等に記載された近親者の氏名等の削除を希望する場合は、変更届により手続きが可能です。

7 よくある質問

Q1 結婚制度と津島市ファミリーシップ宣誓制度の違いは何ですか。

結婚は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。

一方、津島市ファミリーシップ宣誓制度は、津島市の要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。本制度は、性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度を利用できない方々が感じている生きづらさや困難の軽減・解消を図ることを目的としています。

Q2 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか。

宣誓の要件を満たす方であれば、同性パートナーに限らず、事実婚の関係にあるパートナーなどとも宣誓できます。

Q3 同居している必要はありますか。

必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力しあうことを約束した関係である必要があります。

Q4 代理人や郵送による方法で宣誓はできますか。

郵送やメールを利用した宣誓はできません。宣誓時に、本人確認と意思確認をさせていただきますので、必ずパートナーシップ宣誓者のお二人でお越しください。

Q5 証明書と証明カードの交付にあたって費用はかかりますか。

本制度の証明書等の交付手続きに費用はかかりません。なお、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q6 プライバシーは守られますか。

宣誓される方のプライバシー保護の観点から、宣誓・交付とも原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。

本人確認を行う際に運転免許証など顔写真付きの身分証明書の提示を求めますが、提出書類や記載内容等の個人情報とは固く守られます。

Q7 通称名は使用できますか。

性別に違和感があるなどの理由により、日常生活において通称名を使用しているときは、その通称名を本制度においても使用することができます。

通称名の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類(社員証や郵便物等)により確認しますので、ご持参ください。また、通称名を使用した場合には、交付する証明書等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q8 証明書と証明カードに有効期限はありますか。

有効期限はありません。

Q9 養子縁組をしているとファミリーシップ宣誓はできますか。

民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣誓者同士が養子縁組していても宣誓することができます。

Q10 外国籍の人もファミリーシップ宣誓できますか。

外国籍の方も宣誓できます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として住民票の写し又は住民票記載事項証明書のほか、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書(3か月以内に発行されたもの)など独身であることを確認できる書類に、日本語の翻訳文(翻訳をした者の氏名を記入したものに限り)を添えて提出してください。なお、ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q11 津島市外に転出するときはどうすればよいですか。

2人とも市外に転出する場合は、『ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届』を提出いただき、受理証明書等を返還してください。

どちらか1人が市外に転出した場合や市内での転居(1人又は2人とも)の場合は、新住所の住民票の写し等を提出していただく必要があります。

ご不明な点やお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先
〒496-8686
愛知県津島市立込町二丁目21 番地
津島市役所 市民生活部
人権推進課 人権同和・男女参画グループ
電 話 0567-55-9364
メール jinken@city.tsushima.lg.jp